

様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治

新居浜市監査委員 柿 並 哲 也

新居浜市監査委員 山 本 健十郎

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成30年10月29日から同年12月26日までの間に実施した定期監査について、同条第9項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第12項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

- 1 監査の基本方針 公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、事務事業が効率的、効果的に行われたかに重きをおいた監査を実施した。
- 2 監査の対象 福祉部・教育委員会事務局及び学校その他の教育機関
- 3 監査の範囲 平成29年度に実施した事務事業全般
- 4 監査を実施した委員 寺 村 伸 治・柿 並 哲 也・山 本 健十郎
- 5 監査の方法 関係部局等から関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。
- 6 監査の結果 平成29年度に実施した事務事業の執行については、概ね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。
今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、市民福祉の増進のため、なお一層の努力をされたい。
なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

福 祉 部

1 福祉部の主な事務事業

(1) 地域福祉課

- ア 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関すること。
- イ 引揚者、遺族援護及び軍人恩給に関すること。
- ウ 民生児童委員に関すること。
- エ 生活安定資金の貸付け及び低所得者生活資金に関すること。
- オ 総合福祉センター及び障がい者福祉センターに関すること。
- カ 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- キ 重度心身障がい者医療費の支給に関すること。
- ク 福祉手当（経過措置分）、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関すること。
- ケ 福祉団体に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- コ 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 生活福祉課

- ア 生活保護法に関すること。
- イ 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- ウ 生活困窮者自立支援法に関すること。

(3) 介護福祉課

- ア 高齢社会対策に係る企画調整に関すること。
- イ 老人福祉施設に関すること。
- ウ 老人福祉団体に関すること。
- エ 敬老行事に関すること。
- オ 介護保険事業の計画及び推進に関すること。
- カ 介護保険資格の得喪及び被保険者証の交付に関すること。
- キ 介護保険料の賦課及び収納に関すること。
- ク 介護保険給付に関すること。
- ケ 要介護認定に関すること。
- コ 介護サービス事業者の指導に関すること。
- サ 地域包括支援センターに関すること。

(4) 子育て支援課

- ア 児童福祉法及び子ども・子育て支援法に関すること。
- イ 保育所に関すること。
- ウ 児童福祉団体、母子及び父子並びに寡婦福祉団体に関すること。

- エ 子供広場及び児童遊園地に関すること（管理に関するものを除く。）。
- オ 子ども医療及びひとり親家庭医療に関すること。
- カ 児童手当、児童扶養手当等に関すること。
- キ 母子生活支援施設その他児童福祉施設に関すること。
- ク 父子福祉に関すること。
- ケ 婦人保護に関すること。
- コ 子育て支援に関すること。

(5) 国保課

- ア 国民健康保険事業の計画に関すること。
- イ 国民健康保険資格の得喪及び被保険者証の交付に関すること。
- ウ 国民健康保険料の賦課及び収納に関すること。
- エ 保険給付に関すること。
- オ 高額療養費の貸付けに関すること。
- カ 国民健康保険の保健事業に関すること。
- キ 後期高齢者医療に関すること。

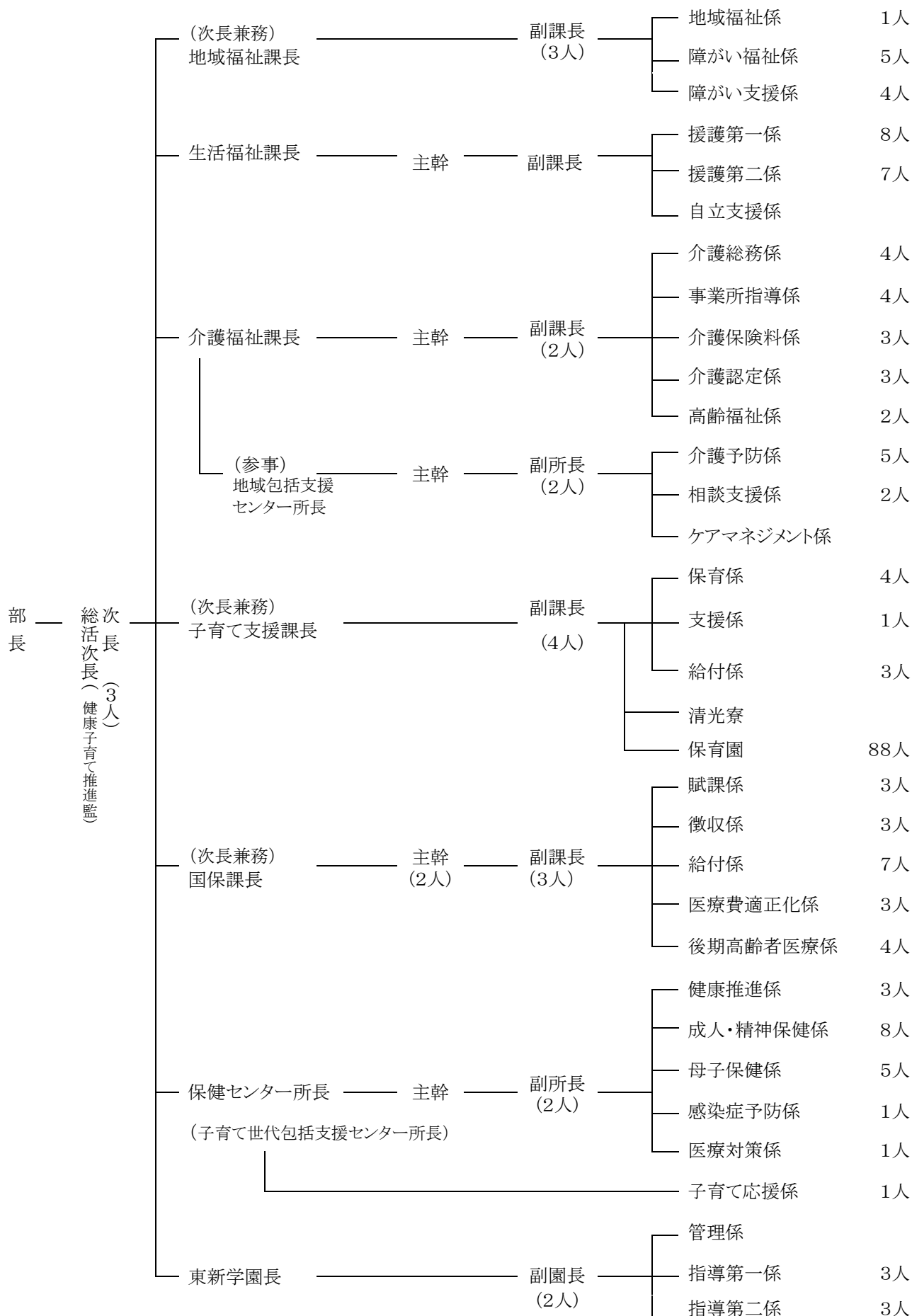
(6) 保健センター

- ア 健康づくり及び保健衛生思想の普及向上に関すること。
- イ 健康づくりに関する自主活動組織の育成指導に関すること。
- ウ 健康診査、健康相談及び保健指導に関すること。
- エ 栄養改善の指導に関すること。
- オ 予防接種に関すること。
- カ 疾病の予防に関すること。

(7) 東新学園

- ア 施設（敷地を含む。）の維持管理に関すること。
- イ 設備、備品等の使用及び保全に関すること。
- ウ 児童の養護及び生活指導に関すること。
- エ 児童の職業指導及び自立支援に関すること。
- オ 保護者及び関係諸団体との連絡並びに指導に関すること。

2 職員の配置状況 224人（平成30年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 平成29年度に実施した主な事業

(1) 障害者総合支援法に伴う障害福祉サービス

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」が平成25年4月には、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等により障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」に改正された。

個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されるサービスを利用することにより、障がい者の自立や社会参加の促進が図られた。

<事業費>

障害者自立支援給付費 2,368,925千円

(施設支援・居宅支援、補装具、更生医療等)

障害者総合支援法管理事務費 5,171千円

(障害支援区分認定審査事務経費、総合支援法システム経費等)

地域生活支援事業費 47,947千円

(コミュニケーション支援、訪問入浴、移動支援、日中短期入所事業等)

地域生活支援推進費 95,506千円

(相談支援、タイムケア、地域活動支援センター、障害者社会参加促進事業等)

(2) 敬老地域ふれあい事業

高齢者が地域で集える場づくりを支援するとともに、地域住民との交流を活性化させ、高齢者の社会参加促進を図った。

参加者数 自治会 5,900人 施設 343人

交付数 自治会 138自治会(校区連自治会及び単位自治会) 施設 9施設

<事業費> 9,013千円【内訳】自治会8,670千円 施設343千円

(3) 障がい児保育対策事業

保護者の就労等により保育が必要で、保育所で行う集団保育になじむ障がい児童を受け入れることにより、障がい児の成長発達の促進、保護者の就労支援等が図られた。

実施保育園数 22園

対象児童数 139人

加配保育士 54人

<事業費> 132,450千円

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て親子の交流の場となる拠点施設を開設することにより、親子等が気軽に集い、育児相談や情報収集、友達づくり等ができ、保護者が感じる不安感や負担感の軽減、支援が必要な児童等の早期発見、早期対応につながった。

延利用者数 49,900人(延利用児童数26,869人、延利用保護者数23,031人)

相談件数 4,253件

<事業費> 59,372千円

(5) 就学前医療費助成事業

就学前の乳幼児が診療を受けた場合の、保険給付に係る一部負担金を助成することにより、乳幼児保健の向上及び福祉の増進を図るとともに、子育てにかかる保護者の負担軽減に寄与した。

助成件数 130,367件
＜事業費＞ 273,464千円

(6) 愛顔の子育て応援事業

少子化が進む中、愛媛の将来を担う子ども子育てを応援するために、県と連携して市内在住の第2子以降の出生時に5万円分の紙おむつ（約1年分）が購入できる応援券を保護者に交付し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図った。また、県内企業が生産した製品を市内店舗で購入することで、地域経済の活性化にも努めた。

応援券交付人数 524人 市内登録店舗数 39店舗
登録店舗への助成金 8,735千円
＜事業費＞ 11,635千円

(7) 子育て応援パスポート事業

中学生以下の子どもがいる家庭及び平成29年度に第1子を出産予定の方に対し、子育て応援パスポートを配布し、子育て家庭の経済的負担の軽減、出生率の向上を図った。

パスポート交付冊数 12,151冊
＜事業費＞ 299千円

(8) 特定健診等保健事業

国保被保険者の健康の保持増進、生活習慣病の発症及び重症化予防を推進し、医療費の適正化を図るために、特定健康診査及び特定保健指導、糖尿病予防教室、脳ドック検診、後発医薬品（ジェネリック）の利用促進、重複受診者等への訪問指導等の事業を実施した。

＜事業費＞ 76,507千円

(9) 健康増進対策事業

健康増進法及び「第2次元気プラン新居浜21」に基づき、最終目標である「健康寿命の延伸」を目指して、各種がん検診、若年者健康診査や成人歯周病健診、健康教育事業等を実施し、市民の生活習慣病の発症及び重症化予防と積極的な健康づくりを支援した。

＜事業費＞ 95,371千円

4 使用料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
総合福祉センター使用料	3,072,469	3,072,469	0	0
自動販売機設置使用料 (総合福祉センター)	174,864	174,864	0	0
老人ホーム費負担金 (慈光園入所者負担金等)	26,450,718	26,450,718	0	0
多目的広場使用料	34,462	34,462	0	0

児童福祉施設費負担金 (私立保育所保育料等)	424,208,393	413,275,173	1,712,722	9,220,498
公立保育所使用料	170,419,347	166,719,610	1,011,900	2,687,837
別子保育園使用料	144,000	144,000	0	0
保育所保育料督促手数料	166,200	166,200	0	0
日本スポーツ振興センター 共済掛金保護者負担金	186,000	186,000	0	0
母子生活支援施設使用料	20,420	20,420	0	0

5 介護保険料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
介 護 保 険 料	現年度分	2,683,855,340	2,657,408,553	99.0%	0	26,446,787
	滞納繰越分	62,149,547	21,105,138	34.0%	15,893,442	25,150,967
	計	2,746,004,887	2,678,513,691	97.5%	15,893,442	51,597,754
督 促 手 数 料	-	553,600	554,000	-	-	△400

(注) 収入済額には、還付未済額を含む。

6 国民健康保険料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
国民健康 保 険 料	現年度分	1,984,069,280	1,893,332,756	95.4%	0	90,736,524
	滞納繰越分	170,545,942	62,509,052	36.7%	35,233,661	72,803,229
	計	2,154,615,222	1,955,841,808	90.8%	35,233,661	163,539,753
督 促 手 数 料	-	651,610	651,610	-	-	0

(注) 収入済額には、還付未済額を含む。

7 後期高齢者医療保険料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
後期高齢 者医療 保 険 料	現年度分	1,177,003,090	1,172,006,740	99.6%	0	4,996,350
	滞納繰越分	5,820,290	2,774,170	47.7%	824,520	2,221,600
	計	1,182,823,380	1,174,780,910	99.3%	824,520	7,217,950
督 促 手 数 料	-	180,300	180,300	-	-	0

(注) 収入済額には、還付未済額を含む。

8 指摘事項及び回答内容（回答は平成31年1月7日付け）

(1) 時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、勤務の区分誤りにより支給額の過少払いが生じている。内容を確認の上改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適切な事務処理をされたい。

(子育て支援課（清光寮）)

<回答>

平成29年10月の時間外勤務の区分誤りについて、直ちに誤りを確認し、人事課へ追給処理の依頼を行いました。

今後は、システムの自動計算を過信せず、システム入力後に事務担当者及び管理職の確認作業を徹底し、適正な事務処理を行います。

(2) 生活保護費返還金・徴収金の債権回収対策について

生活保護費返還金・徴収金については、調定額、収入未済額及び不納欠損額ともに、前年度に比べ増加し、収入未済額は3,300万円を超えている状況である。

生活保護費の債権回収は、困難事例も多いと予想されるが、更なる回収強化に取り組まれない。

(生活福祉課)

<回答>

生活保護費返還金・徴収金対象者に対する債権回収のため、督促状を送付後、適宜催告書を送付するなどして納付を促すとともに、滞納額が大きい対象者についても、債権管理課と連携し共同処理案件として分割納付を促しておりますが、返済の多くは生活保護費からの徴収や少額の分割納付のため債権回収が大きく進まない状況にあります。

生活保護費返還金・徴収金の債権回収につきましては、重要な課題であり、今後も債権管理課と連携し、資産調査や訪問調査強化等により債権回収強化に取り組めます。

(3) 保険料徴収業務の推進体制について

国民健康保険料及び介護保険料の納付は平成31年度からコンビニでも可能となり、納付者の利便性向上が期待される。当改正に合わせ、長年維持されてきた国民健康保険の徴収員制度が廃止されることとなったが、滞納保険料の徴収業務強化のため、相談員として数名の採用を予定しているとのことである。

一方、介護保険料の徴収業務にも各地区の徴収相談員として非常勤職員3名が配置されているが、介護保険料と国民健康保険料の滞納者は同一人物の場合が多く、滞納保険料に係る納付相談や家庭訪問等業務全般にわたって、両保険の徴収員が一体となって遂行した方が能率的かつ効果的ではないかと思われる。

コンビニ収納の開始を機に、両保険の徴収業務推進体制を見直し、業務の効率化を図ることができないか、関係課と協議の上検討されたい。

(介護福祉課、国保課)

<回答>

介護保険料の非常勤職員は、徴収相談員という職名で、集金約束をしている者だけではなく、滞納者全般を戸別訪問し、介護保険制度の説明、収納相談や生活状況の調査も行っており、単なる保険料の集金ではなく、滞納整理業務を担っています。このため、新たに別制度

としての国民健康保険制度について習得することは負担が大きく、現在の体制では困難であるものと考えております。

しかしながら、介護保険料と国民健康保険料については、滞納者の多くが重複していることも事実でありますことから、両課において、滞納者情報を共有し、効率的な徴収業務に取り組むことを検討してまいります。

(介護福祉課)

国保課の徴収員制度については、平成31年度から保険料の訪問徴収中心の業務から、納付相談員として、国保課職員とともに滞納初期の段階から未納対策の早期着手と、滞納整理を基本とした業務に移行いたします。そのため、国保制度に加え、滞納管理の専門的な知識も今後は必要となることから、さらに介護保険制度を習得することは負担が大きいと考えております。

また、各保険料の滞納者は、病院への受診目的により国保料を選択して支払う傾向にあり、滞納債権額の按分等による納付を望まないばかりでなく、未納となる債権所管課の滞納処分に影響するおそれがあるため、相談員の一体化は難しいと思われまます。

しかしながら、国民健康保険料と介護保険料については、滞納者の多くが重複していることから、双方の納付相談員の間で滞納者情報を共有し、効率的な徴収業務に取り組むことを検討してまいります。

(国保課)

(4) 保育園・幼稚園等の所管一元化について

就学前幼児の保育・教育については、保育園、認定こども園が福祉部子育て支援課、幼稚園が教育委員会事務局学校教育課の所管となっているが、これら就学前幼児の支援に係る施策を総合的、一体的に推進していくためには、幼稚園も子育て支援課で所管した方が円滑に進められ、利用者の利便性も向上するのではないかと思われる。関係課と協議の上、幼稚園の子育て支援課への統合、一元化について検討されたい。

(子育て支援課)

<回答>

幼稚園・保育園を同一の課で所管することにより、子どもに対する施策や子育て支援を一体的に運用できるという効果が期待できると考えております。また、来年度から実施される予定の幼児教育無償化により、幼稚園・保育園の関連が深まるものと想定されます。そのため、幼稚園を所管しております教育委員会事務局とも一元化に向けて、機会をとらえて情報や意見交換を行ってまいります。

教育委員会事務局及び学校その他の教育機関

1 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の主な事務事業

(1) 社会教育課

- ア 教育委員会の会議及び庶務に関すること。
- イ 職員（県費負担教職員を除く。）の任免、給与、分限、褒賞、懲戒、服務、福利及び厚生並びに定数配置に関すること。
- ウ 社会教育施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- エ 公民館、交流センター、生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園、図書館、別子ハイツ自然学習館及び青少年センターに関すること。
- オ 青少年健全育成の推進に関すること。
- カ 学校及び生涯学習センター若宮学習館の体育施設開放の事務及び運営指導に関すること。
- キ 学校及び生涯学習センター若宮学習館の体育施設開放に伴う使用許可及び使用料収納に関すること。

(2) 学校教育課

- ア 学校施設及び幼稚園施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- イ 学校及び幼稚園の管理運営の指導に関すること。
- ウ 児童・生徒の就学事務に関すること。
- エ 県費負担教職員の人事、給与、福利及び厚生事務に関すること。
- オ 就園奨励関係事務に関すること。
- カ 学校保健及び学校安全に関すること。
- キ 放課後児童健全育成事業等の実施に関すること。
- ク 地域、学校及び家庭の協働及び連携に関すること。
- ケ 共同調理場の建設に関すること。

(3) スポーツ振興課

- ア 体育施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- イ 市民スポーツの振興に関すること。
- ウ 体育及びスポーツの行事の企画、運営及び指導に関すること。
- エ 体育施設の使用許可及び使用料収納に関すること。

(4) 文化振興課

- ア 文化施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- イ 芸術文化の振興に関すること。
- ウ 文化財の保存活用に関すること。
- エ 新居浜市美術館及び広瀬歴史記念館に関すること。
- オ 公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団に関すること。

(5) 学校給食課

- ア 学校給食に関すること。
- イ 共同調理場に関すること。

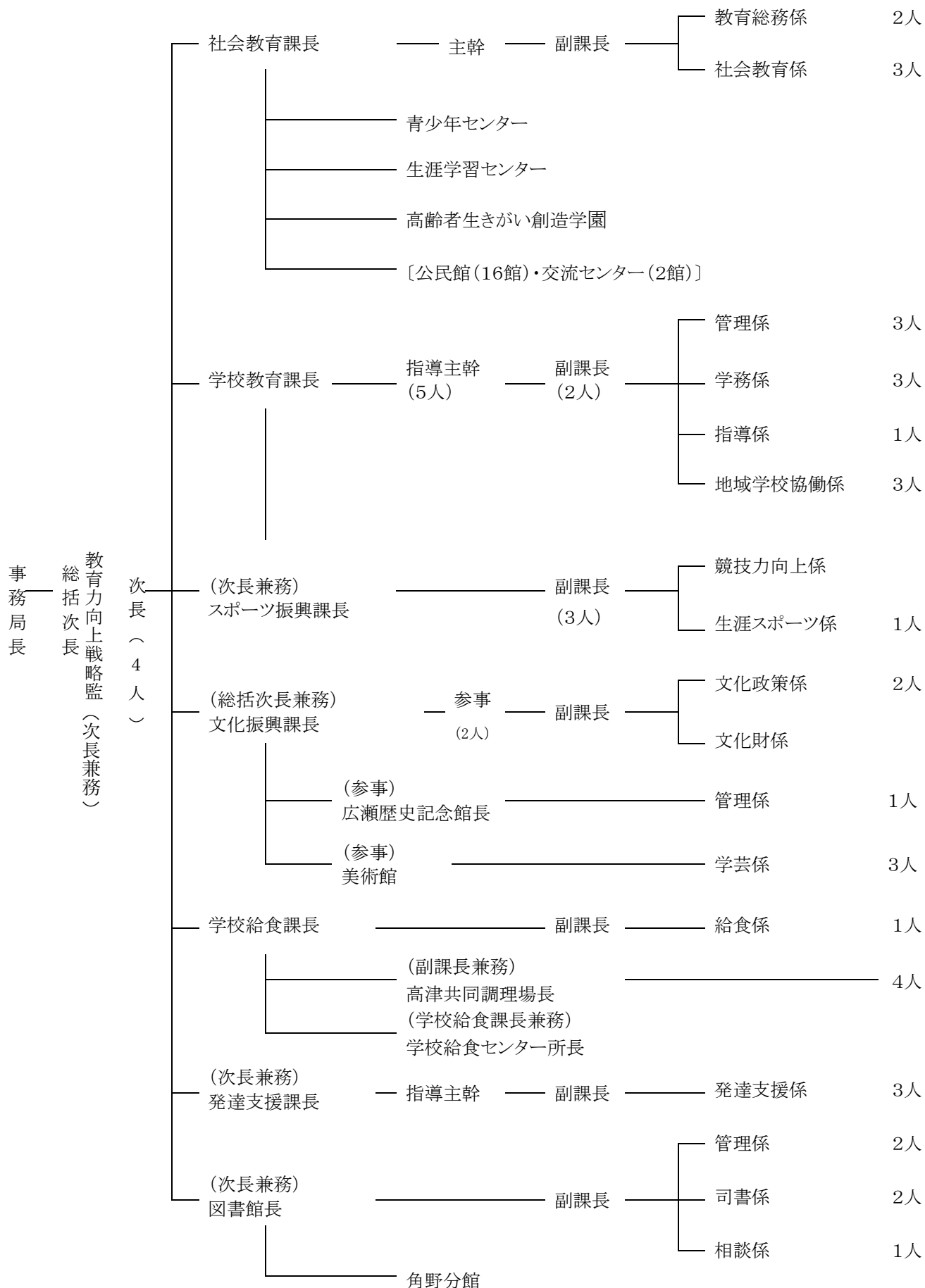
(6) 発達支援課

- ア 特別支援教育に関すること。
- イ 発達支援に関すること。

(7) 図書館（別子銅山記念図書館）

- ア 図書館資料の収集、整理及び保管に関すること。
- イ 読書会、研究会、講演会等の開催、奨励に関すること。
- ウ 分館の管理運営に関すること。
- エ 自動車文庫青い鳥号の巡回に関すること。

2 職員の配置状況 64人（平成30年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



<幼稚園・小学校・中学校・公民館の職員配置状況>

(1) 幼稚園 (平成30年5月1日現在) (単位:人)

区分 幼稚園名	園児数	職員数	
		教員	生活介助員
王子	51	4	(2)
神郷	51	3 (1)	(3)
計	102	7 (1)	(5)

注 () 内は、臨時職員を示す。

(2) 小学校 (平成30年5月1日現在) (単位:人)

区分 学校名	児童数	職員数(市費)					
		調理員等	栄養士	用務員	指導員等	生活介助員	計
新居浜	212	1 (4)	(1)	(1)		(4)	1 (10)
宮西	227	1 (4)	(1)	(2)		(3)	1 (10)
金子	624	2 (6)		(2)		(3)	2 (11)
金栄	385	1 (5)	(1)	(2)		(6)	1 (14)
高津	679			(2)		(9)	(11)
浮島	130	1 (3)	(1)	(2)		(6)	1 (12)
惣開	345	1 (5)	(1)	(2)		(2)	1 (10)
垣生	263	1 (4)	(1)	(2)		(1)	1 (8)
神郷	564	2 (5)		(2)		(6)	2 (13)
多喜浜	137	1 (3)	(1)	(2)		(4)	1 (10)
泉川	572	1 (7)		(2)		(4)	1 (13)
船木	367	1 (5)	(1)	(2)		(4)	1 (12)
中萩	921	4 (8)		(2)		(12)	4 (22)
大生院	257	2 (5)		(2)		(2)	2 (9)
角野	642	2 (6)		(2)		(12)	2 (20)
別子	4						
計	6,329	21 (70)	(8)	(29)		(78)	21 (185)

注1 () 内は、非常勤職員等を示す。

2 調理員等には、給食搬送員を含む。

3 指導員等には、学校支援員を含む。

(3) 中学校 (平成30年5月1日現在)

(単位:人)

区分 学校名	生徒数	職 員 数 (市費)					計
		給食配膳員	用務員	指導員	生活介助員	事務職員	
東	380		(2)		(6)		(8)
西	226	(3)	(2)				(5)
南	453	(2)	(2)		(2)		(6)
北	205	(2)	(2)		(2)		(6)
泉 川	216	(3)	(2)				(5)
船 木	180	(2)	(1)				(3)
ひびき分校	8					(1)	(1)
中 萩	501	(2)	(2)		(3)		(7)
大生院	113	(3)	(2)				(5)
角 野	321	(3)	(1)		(2)		(6)
川 東	530	(2)	(2)		(2)		(6)
別 子	17						
計	3,150	(22)	(18)		(17)	(1)	(58)

注1 () 内は、非常勤職員を示す。

2 給食配膳員は、給食搬送員を含む。

(4) 公民館 (平成30年4月1日現在)

(単位:人)

区分 公民館等名称	職 員 数			
	館長(所長)	主事	主事補	管理人
新居浜	(1)	(1)	(1)	(1)
口屋跡記念	(1)	(1)	(1)	(1)
地域交流センター	(1)	(1)	(1)	(1)
金 栄	(1)	(1)	(1)	(1)
高 津	(1)	(1)	(1)	(1)
浮 島	(1)	(1)	(1)	(1)
惣 開	(1)	(1)	(1)	(1)
若 宮	(1)	(1)	(1)	(1)
垣 生	(1)	(1)	(1)	(1)
神 郷	(1)	(1)	(1)	(1)
多喜浜	(1)	(1)	(1)	(1)
大島交流センター	(1)	(1)	(1)	(1)
泉 川	(1)	(1)	(1)	(1)
中 萩	(1)	(1)	(2)	(1)
船 木	(1)	(1)	(1)	(1)
大生院	(1)	(1)	(1)	(1)
角 野	(1)	(1)	(1)	(1)
別子山	1		(1)	
計	1(17)	(17)	(19)	(17)

注 () 内は、非常勤職員を示す。

3 平成29年度に実施した主な事業

(1) 地域主導型公民館推進費（新しい公民館創造プロジェクト事業）

公民館では、地域の人々が集い、学べる場として、“学ぶ”、“活かす”、“創る”を事業の三本柱とし、地域の課題解決を目指している。公民館を地域の人々が気軽に集う場となるように、事業内容を見直しながら、毎年小学校と連携するなど、子どもが集まる機会を提供し、地域の大人も事業に関わるなどして各地域が取組を進めている。

＜事業費＞ 10,612千円

(2) コミュニティ・スクール推進事業

「地域とともにある学校づくり」推進のため、全市的にコミュニティ・スクール導入の取組を進めた。平成29年度は、東中学校、船木中学校において学校運営協議会設置に向けたコミュニティ・スクール推進委員会を立ち上げ、調査研究や先進地視察等を実施した結果、東中学校、船木小学校・船木中学校で学校運営協議会が設置され、新たに3校のコミュニティ・スクールが誕生した。（計6校）

＜事業費＞ 2,631千円

(3) 別子中学校学び創生事業

平成28年度からグローバル・ジュニア・ハイスクールとして新たな学校経営を開始し、地域のコミュニティの核となる魅力ある学校づくりに取り組んでいる。各学年5名の生徒を新居浜市内から募り、平成29年度は1年、2年各5名の計10名となった。学力面では、英語力の育成により、英検準2級6名、3級2名、4級2名の成績を収めた。また、通学の負担軽減と学習環境の向上のため、寄宿舎の建設を行った。

＜事業費＞ 280,653千円

(4) 文化施設環境設備事業

老朽化が進んでいる文化施設、特に市民文化センターの施設整備により、利用環境の改善と利便性の向上を図った。平成29年度は、市民文化センター本館の衛生設備改修工事、送り高圧ケーブル更新工事、別館通路改修工事、中ホール外壁改修工事等を実施した。

＜事業費＞ 48,824千円

(5) 体育施設環境整備事業

スポーツに親しむ市民の利便性向上を図るため、老朽化している各施設・設備の維持補修を実施した。平成29年度は、多喜浜体育館高天井照明設備改修工事、山根公園屋内プール換気設備更新工事、東雲市民プール塗装改修工事、東平地すべり観測業務等を実施した。

＜事業費＞ 39,282千円

(6) 市制80周年マラソン大会開催事業費

一人でも多くの市民がスポーツをするきっかけづくりとなるような場を提供すること、またスポーツツーリズムによる地域経済の活性化へ寄与することを目的に、これまでの市民マラソン大会をリニューアルし、15kmコースをメインとした「あかがねマラソン」を開催した。参加申込者：1,607人

＜事業費＞ 3,611千円

【内訳】事業実施負担金3,363千円、時間外勤務手当248千円

【参考】実行委員会事業費 8, 828千円、

【財源内訳】市負担金 3, 363千円、大会参加費 4, 335千円
協賛金等 1, 130千円

(7) 発達支援教育充実費

障がいや発達課題のある子どもが、地域でともに育ち、学び、働き、自立した生活が送れるよう、関わる保育士や教職員等の専門性向上を図るとともに、障がい理解に向け啓発を行った。

- ・地域発達支援協議会の開催（年3回）
 - ・保育士や学校教職員対象の各種研修会、講演会の開催（年13回：延べ897人）
 - ・心理士等の相談員による巡回相談（年63回：延べ838人）
 - ・総合相談及び特別支援学校等と連携した聴覚相談（延べ1,709回）
 - ・早期療育通園事業（ことばの教室、育ちの教室）の実施（延べ実施回数1,849回）他
- <事業費> 19, 983千円

(8) 給食運営改善事業

購入後10年以上を経過した設備・備品の老朽化、相次ぐ故障により支障をきたしていることから、器具等の修繕、更新により円滑で衛生的な学校給食の運営を図った。

- ・老朽化した冷凍冷蔵庫や厨房器具類の更新
- ・警報機などガス設備の更新
- ・厨房器具の修繕

<事業費> 20, 065千円

(9) 図書館充実費

図書館資料の充実を図るとともに、利用者用コピー機やインターネット端末の設置により市民が必要とする情報提供を行い、利用促進を図った。また、図書館まつりやおはなし会の開催、児童・生徒を対象にした子供読書通帳マラソンの実施のほか、別子銅山に関する本の解説講座の開催や郷土資料や古文書のデジタル化を行う等、地域資料の活用促進と郷土の歴史や文化を次世代へ継承する取組も行っている。

<事業費> 24, 069千円

(10) 総合文化施設の運営

新居浜の歴史、文化、芸術を通して市民が交流する場として、平成27年7月の開館以来、施設の管理運営を行うとともに市民の創作、発表、鑑賞等の機会を提供した。

- ・東京富士美術館コレクション
- ・新居浜市が生んだジブリの动画家 近藤勝也展
- ・文化庁新進芸術家海外研修制度50周年記念展
- ・小磯良平・オリゾン洋画研究所再考 ほか

平成29年度の来館者 232, 088人

<事業費> 251, 439千円

(11) 市制80周年広瀬歴史記念館開館20周年企画展費

市制80周年記念事業及び開館20周年記念事業として、特別企画展「広瀬邸と庭園のなりたち」を開催した。別子銅山の迎賓空間である「内庭」、灌漑用ため池でもあり祝祭空間

として整備された「亀池」、満生の精神性が表現された父祖顕彰の場である「南庭」から構成される。期間中は、記念講演会や台所喫茶店を開催し、入場者数の増加を図った。

特別企画展会期 平成29年10月28日～12月3日 会期中入場者数 4,110人
 <事業費> 3,920千円

4 幼稚園保育料の調定収入状況

(単位：円)

幼稚園名	調定額	収入済額	収入未済額	備考
王子	2,491,990	2,491,990	0	
神郷	2,155,760	2,155,760	0	
計	4,647,750	4,647,750	0	

5 使用料の調定収入状況

(単位：円)

区分	調定額	収入済額	収入未済額
市民体育館使用料	5,501,770	5,501,770	0
東雲市民プール使用料	1,913,171	1,913,171	0
テニスコート使用料	5,810,220	5,810,220	0
山根公園屋内プール使用料	7,239,440	7,239,430	0
山根市民グラウンド使用料	107,190	107,190	0
山根総合体育館使用料	2,944,522	2,944,522	0
市営野球場使用料	560,600	560,600	0
市営サッカー場使用料	950,040	950,040	0
多喜浜体育館使用料	713,335	713,335	0
銅山の里自然の家使用料	0	0	0
文化振興会館使用料	1,220,816	1,220,816	0
自動販売機設置使用料(体育施設)	3,155,482	3,155,482	0
自動販売機設置使用料(文化施設)	559,469	559,469	0
市民文化センター施設使用料	12,737,518	12,737,518	0
美術館観覧料・使用料	23,599,525	23,599,525	0
広瀬歴史記念館観覧料・使用料	2,626,500	2,626,500	0
自動販売機設置使用料(広瀬歴史記念館)	252,947	252,947	0
学校施設開放使用料	3,602,730	3,602,730	0
自動販売機設置使用料(公民館)	1,568,723	1,568,723	0
別子ハイツ自然学習館使用料	876,350	876,350	0
自動販売機設置使用料 (高齢者生きがい創造学園)	80,222	80,222	0

図書館ティールーム使用料	399,985	347,852	52,133
教職員住宅使用料	363,000	363,000	0

6 指摘事項及び回答内容（回答は平成31年1月29日付け）

(1) 時間外勤務手当について

時間外勤務等命令書の一部について、システムへの入力誤りによる過払いが生じている。内容を確認の上改められたい。

（スポーツ振興課（国体推進室））

<回答>

時間外勤務の過払いについては、訂正し、戻入処理を行いました。今後は、チェック体制を確実にし、適正な事務処理を行います。

(2) コミュニティ・スクール推進事業等について

コミュニティ・スクール推進事業については、地域と学校が公式のパートナーとして目標やビジョンを共有し、ともに子どもたちを育てともに地域をつくる新しい「地域とともにある学校づくり」を推進するため、平成28年度から着手し、平成30年3月末現在、市内の小中学校6校でコミュニティ・スクールが導入されている。

一方では、地域団体に委託して、学校支援地域本部推進事業、放課後子ども教室推進事業、放課後まなび塾運営事業、地域教育力向上プロジェクト推進事業などに取り組まれている。また、地域団体への補助金や交付金も出されているが、これらの事業内容で、重複している点も見受けられる。

コミュニティ・スクール推進事業を今後、全市的に導入する取組を進めるに当たっては、学校、家庭、地域が一体となり共通のビジョンを共有し、行政の縦割りを解消して、連携、協働体制が構築できるよう、既存の委託事業、補助金又は交付金についても、事業内容等を整理して取り組むことを検討されたい。

（社会教育課、学校教育課）

<回答>

学校支援地域本部推進事業、放課後子ども教室推進事業、放課後まなび塾運営事業につきましては、「愛媛県学校・家庭・地域連携推進事業」を活用し実施しており、これらの事業分類は、愛媛県の補助メニューに沿った事業内容となっております。

平成30年度の予算編成においては、地域教育力向上プロジェクト推進事業で実施されていた放課後対策予算を、放課後子ども教室推進事業で実施するなど見直しをしました。また、市民部のコミュニティ活性化事業交付金と事業内容が重複しないように公民館職員を通じて受託団体に周知しました。

コミュニティ・スクールは、学校を運営するしくみとして、学校運営協議会制度を導入した学校です。このコミュニティ・スクールが、地域とともにある学校として効果を上げていくためには、学校運営協議会と地域学校協働活動が両輪として機能することが重要と考えています。

平成31年度から、市内すべての小・中学校がコミュニティ・スクールになる予定であり、学校、家庭、地域が一体となり共通のビジョンを共有し、地域とともに特色ある学校づくり

を推進していきますことから、それぞれの校区における事業内容等につきまして、連携、協働体制が構築できるよう整理してまいります。

(3) 公金の取扱いについて

会計規則第143条では、出納員等は収納した現金を現金受払簿に記載し、即日払込書により指定金融機関に払い込まなければならない。即日払込みができない場合は、一時保管し、翌営業日正午までに払い込まなければならない。翌営業日が、市の休日又は他に規定する市の施設の休日で払込みができないときは、その日以後において最も近い営業日の正午までに払い込まなければならないとされている。

しかしながら、公民館で収納している学校等体育施設照明設備使用料は、毎月25日から月末までの数日間に受領していると思われるが、実際に受領した日ではなく、月末に一括して受領したこととして指定金融機関に払込みを行っている。

学校等体育施設照明設備使用料について、会計規則に従い適正に払込みを行うとともに、リスク軽減の見地に立って利用者が直接振り込む方式に変更することができないかについても検討されたい。

(社会教育課、各公民館)

<回答>

平成30年4月以降、学校等体育施設照明設備使用料については、月末に一括して払込みしないよう指導しており、受領当日の入金が翌営業日の正午までに払込みするよう指導しています。

現在の規則では使用申込が25日までとなっており、26日以降でなければ使用料がいくらになるか決定できません。そのため、直接振り込む場合は、利用者には26日以降に直接納付し、条例に規定する前納の確認のために、領収書を公民館まで提出することになります。なお、規則を改定し後納にした場合、滞納が発生する可能性があります。また、申込期日を早めると、取消する回数が多くなり、還付処理による事務の増加が予想されます。

会計規則に従い適正に払込みを行うよう徹底するとともに、リスク軽減が可能となる事務処理について関係者と協議してまいります。

(4) 社会教育の推進について

高齢者や青壮年など一般市民を対象とした社会教育は、高齢者生きがい創造学園、生涯学習センターをはじめ、公民館や女性センターなど多くの公共施設を利用して、複数の所管部門により実施されており、高齢者の健康づくりや市民の文化体育活動の振興に寄与しているが、参加者は近年いずれの施設においてもほぼ横ばいし低減の状況が続いている。

高齢者生きがい創造学園と生涯学習センターの一体化や、公民館で実施する講座の地域外への開放を促進するなど、受講者の利便性向上の視点に立って、社会教育の推進体制及びカリキュラムの編成を総合的に見直し、受講者の増加と社会教育に要する総費用の低減を併せ実現することができないか、関係者間で協議、検討されたい。

(社会教育課)

<回答>

高齢者生きがい創造学園と生涯学習センターの講座事業については、旧若宮小学校の活用の中で、移行して実施できる講座の検討をしていくとともに、サークル活動についても、関係者で市全体の高齢者の学びをどうしていくかに関する議論をしながら、検討を進めていきます。

公民館については、現在、社会教育委員会議に、今後の公民館の在り方についての諮問を

して、協議を進めているところであり、講座の実施方法をはじめ社会教育を推進する体制として、公民館が果たすべき役割を明確にしていきます。

また、各施設で実施されている事業は、施設ごとの対象者や設置目的に基づき計画されているところですが、社会教育施設で実施される事業については、受講者の利便性の向上に向けた運営に努めていきます。

(5) 学校給食費の収納・管理業務について

本市の学校給食費（以下「給食費」という）は各学校の校長がPTA会長と委託契約を交わし、PTAに収納・管理業務を委託しており、公会計上の歳入としていない。このように給食費を私会計として取り扱う方式は、昭和30年代初期の旧文部省通達（給食費を公会計上の歳入とする必要はなく、校長が取り集め管理することは差し支えないこと等）に基づくものであるが、平成28年度の文部科学省調査では給食費を公会計化した学校が平成24年度調査に比べ8.8ポイント増加し、39.7%となっている。

現行方式では、支払いが滞っている保護者に対する支払督促等のため、学校及びPTAに相当の負担がかかっているだけでなく、悪質な滞納者に対しては市が債権者として主体的に関与しているが、保護者の給食費負担義務については成文化されたものがないなど、分かりにくいところがある。

小学校給食のセンター化を機に、学校及びPTAの負担軽減と併せ、不納額の増加や金銭管理等をめぐるトラブル発生に備えたリスクマネジメントの面も考慮し、給食費の公会計への変更について検討されたい。

(学校給食課)

<回答>

全国で給食費を公会計化した自治体におきましても、給食費の徴収は各学校において実施しているのが半数を占めております。学校及びPTAの負担軽減を図るためには、行政職員の事務取扱いとする必要がありますが、そのためには人員体制の整備や公金の管理システムの構築等も必要となるため、公会計化について課題を整理し、調査・研究してまいります。